

インフルエンザの出席停止期間早見表（参考）

		発症日	発症後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
例 1	発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止						登校 可能			
例 2	発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止						登校 可能			
例 3	発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止						登校 可能			
例 4	発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止							登校 可能		
例 5	発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止									登校 可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いになります。出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」となります。これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がっていたとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（インフルエンザの出席停止期間早見表）

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。受診していない場合や、登校許可証が提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。

※令和5年1月から「学校感染症等にかかる登校に関する意見書」（医師の証明）は不要となります。出席停止後に登校する際は、ご家庭で「学校感染症 罹患届」に必要事項を記入していただき、ご提出をお願いします。用紙がない場合は、本校のホームページからダウンロードしてください。